

下で最小軸距（メートル）の値に
二・三を乗じ五を

3 道路管理者は、法第四十七条の二第一項の許可をしたときは、別記様式第二による許可証を交付しなければならない。
(限度超過車両の通行の許可に係る車両の幅等の基準)

第十条 法第四十七条の三第四項に規定する国土交通省令で定める車両の幅、重量、高さ、長さ及び最小回転半径に関する基準は、次のとおりとする。

- 一 幅 二・五メートル以下
- 二 重量 次に掲げる値以下

イ 総重量 次の表の上欄に掲げる車両の種類に区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる値

車両の種類	総重量の基準
一 国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車	四十四トン
二 単車(自動車と被けん引車との結合体ではない車両をいう。以下同じ。)及び連結車(前項に掲げるものを除く。)で総重量が二十トンを超え、かつ、幅、軸重、隣り合う車軸に係る軸重の合計、軸荷重、高さ、長さ又は最小回転半径が令第三条第一項に規定する最高限度をこえないもの	令第三条第二項に規定するバン型のセミトラレーラ連結車、タンク型のセミトラレーラ連結車、幌枠型のセミトラレーラ連結車及びコンテナ又は自動車の運搬用のセミトラレーラ連結車(ロ及びニにおいて「バン型等のセミトラレーラ連結車」という。)並びにフルトラレーラ連結車で自動車及び被けん引車がバン型の車両、タンク型の車両、幌枠型の車両又はコンテナ若しくは自動車の運搬用の車両であるものにあつては二十六トン、その他の車両にあつては二十五トン
三 前二項に掲げるものの以外の車両	単車にあつては三十九トン、セミトラレーラ連結車、フルトラレーラ連結車及びダブル

ス(自動車と二の被けん引車との結合体であつて、二台目の被けん引車及びその積載物の重量が自動車又は一台目の被けん引車によつて支えられないものをいう。以下同じ。)にあつては四十四トン

ロ 軸重 バン型等のセミトラレーラ連結車、あおり型のセミトラレーラ連結車、スタンション型のセミトラレーラ連結車、船底型のセミトラレーラ連結車及び国際海上コンテナの運搬用のセミトラレーラ連結車(自動車の車軸の数が二のものであつて、道路運送車両の保安基準第四条の二第一項の規定による告示で定めるものに限る。ニにおいて同じ。)にあつては十一・五トン、その他の車両にあつては十トン

ハ 隣り合う車軸に係る軸重の合計 隣り合う車軸に係る軸距が一・八メートル未満である場合にあつては十八トン(隣り合う車軸に係る軸距が一・三メートル以上であり、かつ、当該隣り合う車軸に係る軸重がいずれも九・五トン以下である場合にあつては、十九トン)、一・八メートル以上である場合にあつては二十トン

ニ 軸荷重 バン型等のセミトラレーラ連結車、あおり型のセミトラレーラ連結車、スタンション型のセミトラレーラ連結車、船底型のセミトラレーラ連結車及び国際海上コンテナの運搬用のセミトラレーラ連結車にあつては五・七五トン、その他の車両にあつては五トン

- 三 高さ 四・一メートル以下
- 四 長さ 次に掲げる値以下

イ 単車にあつては十二メートル
ロ セミトラレーラ連結車にあつては十七メートル(被けん引車の後軸の旋回中心から車体の後面までの距離が三・二メートルから三・八メートルまでの車両にあつては十七・五メートル、三・八メートルから四・二メートルまでの車両にあつては十八メートル)
ハ フルトラレーラ連結車にあつては十九メー

ニ ダブルスにあつては二十一メートル
五 最小回転半径 車両の最外側のわだちについて十二メートル以下

(道路の構造に関する情報)
第十一条 法第四十七条の三第四項に規定する国土交通省令で定める道路の構造に関する情報は、幅員、平面線形、上空にある橋梁その他の障害物、交差点の形状、橋梁の強度、通行の規制等に関する情報とする。

(電子情報処理組織の使用)
第十二条 国土交通大臣(指定登録確認機関が登録等事務を行う場合にあつては、指定登録確認機関)は、次の各号に掲げる事項については、電子情報処理組織(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第六条第一項に規定する電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用して行わせるものとする。ただし、電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であり、かつ、電子情報処理組織を使用しないで次の各号に掲げる事項を行わせることができると認める場合は、この限りでない。

- 一 法第四十七条の五の規定による申請
- 二 法第四十七条の七第一項の規定による届出
- 三 法第四十七条の八第一項の規定による届出
- 四 法第四十七条の十第一項の規定による確認の求め(以下「確認の求め」という。)

(限度超過車両の登録に係る車両の幅等の基準)
第十三条 法第四十七条の六第一項第一号に規定する国土交通省令で定める車両の幅、重量、高さ、長さ及び最小回転半径に関する基準は、次のとおりとする。

- 一 幅 三・五メートル以下
- 二 重量 次に掲げる値以下

イ フルトラレーラ連結車及びダブルスにあつては百六十三・六トン

ロ セミトラレーラ連結車にあつては百四十

- 三 高さ 四・三メートル以下
- 四 長さ 次に掲げる値以下

イ フルトラレーラ連結車及びダブルスにあつては二十一メートル
ロ セミトラレーラ連結車にあつては二十メー

ハ イ及びロに規定する車両以外の車両にあつては十六メートル
五 最小回転半径 車両の最外側のわだちについて十二メートル以下

(通行経路に係る記録の保存の方法の基準)
第十四条 法第四十七条の六第一項第二号に規定する国土交通省令で定める保存の方法の基準は、限度超過車両に搭載された第三条第二号の国土交通大臣が定める基準に適合するETC二・〇車載器を用いて行われるものであることとする。

(積載する貨物の重量に係る記録の保存の方法の基準)
第十五条 法第四十七条の六第一項第三号に規定する国土交通省令で定める保存の方法の基準は、積載する貨物の重量並びに当該貨物の積卸しの日時及び場所を明らかにできる書類(通行経路に係る記録と組み合わせてこれらを明らかにできる書類を含む。)を、法第四十七条の十第三項の回答の内容に従つて限度超過車両を通行させた日から一年間保存するものであることとする。

(通行可能経路の有無の判定の方法)
第十六条 法第四十七条の十第三項の規定による判定は、法第四十七条の十三第一項に規定するデータベースが整備されている場合にあつては、当該データベースを用いて行うものとする。

(判定基準の策定の方法)
第十七条 法第四十七条の十第四項に規定する判定基準は、限度超過車両の通行の状況及びその将来の見通しその他の事情を勘案して道路の管理上必要と認められる道路について、同条第三項の規定による判定を、数式を用いて算定する方法その他の定型的な方法により直ちに行うことができるよう定めるものとする。

(判定に係る道路の構造に関する情報)
第十八条 法第四十七条の十一第一項に規定する国土交通省令で定める道路の構造に関する情報は、幅員、平面線形、上空にある橋梁その他の障害物、交差点の形状、橋梁の強度及び通行の規制に関する情報並びに法第四十七条の二第一項の規定による許可をした限度超過車両の幅、重量、高さ、長さ及び最小回転半径並びに当該許可に付した条件とする。

(報告の徴収の方法)
第十九条 国土交通大臣は、法第四十七条の十二第二項の規定により報告を求める場合には、報

告すべき事項、報告の期限その他必要な事項を明示し、これを行うものとする。

（道路管理者への通知事項）

第二十条 法第四十七条の十二第三項に規定する国土交通省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 登録車両の通行が法第四十七条の十三第三項の回答の内容に従うものであったか否かの別
- 二 登録車両の通行が前号の回答の内容に従わないものであった場合にあっては、当該登録車両に係る法第四十七条の五第一号から第三号までに掲げる事項並びに当該登録車両が通行した経路及び総重量

（データベースに記録する情報）

第二十一条 法第四十七条の十三第一項第三号に規定する国土交通省令で定める事項は、登録車両の通行経路並びに判定基準に係る道路の路線名及び区間とする。

（公表事項）

第二十二条 法第四十七条の十三第二項に規定する国土交通省令で定める情報は、判定基準に係る道路の路線名及び区間とする。

（指定の申請）

第二十三条 法第四十八条の四十六第一項の規定による指定を受けようとする者（次項第八号において「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 名称及び住所
- 二 行おうとする道路交通管理業務の範囲
- 三 道路交通管理業務を行おうとする事務所の所在地
- 四 道路交通管理業務を開始しようとする年月日

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 定款及び登記事項証明書
- 二 最近の事業年度における財産目録及び貸借対照表又はこれらに準ずるもの
- 三 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書
- 四 申請に係る意思の決定を証する書類
- 五 役員の名及び略歴を記載した書類
- 六 現に行っている業務の概要を記載した書類
- 七 道路交通管理業務の実施に関する計画を記載した書類
- 八 申請者が法第四十八条の四十七各号に該当しない旨を誓約する書面

九 その他参考となる事項を記載した書類（名称等の変更の届出）

第二十四条 指定登録確認機関は、法第四十八条の四十八第二項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 変更後の指定登録確認機関の名称若しくは住所、指定登録確認機関が行う道路交通管理業務の範囲又は道路交通管理業務を行う事務所の所在地
- 二 変更しようとする年月日
- 三 変更の理由

（国土交通大臣による登録等事務の引継ぎ）

第二十五条 国土交通大臣は、法第四十八条の五十二第二項に規定する場合及び法第四十八条の五十八第一項の規定により行っている登録等事務を行わないこととする場合にあっては、次に掲げる事項を行わなければならない。

- 一 登録等事務を指定登録確認機関に引き継ぐこと。
- 二 登録等事務に関する書類（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第二十八条第二項において同じ。）を含む。）を指定登録確認機関に引き継ぐこと。
- 三 その他国土交通大臣が必要と認める事項（登録等事務規程の認可の申請等）

第二十六条 指定登録確認機関は、法第四十八条の五十二第一項前段の規定による認可を受けようとするときは、申請書に、当該認可に係る同項に規定する登録等事務規程を添え、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

2 指定登録確認機関は、法第四十八条の五十二第一項後段の規定による認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 変更しようとする事項
- 二 変更しようとする年月日
- 三 変更の理由

（登録等事務規程の記載事項）

第二十七条 法第四十八条の五十二第二項に規定する国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 登録等事務を行う時間及び休日に関する事項

二 登録等事務を行う事務所に關する事項

三 登録等事務の実施体制に關する事項

四 登録等事務の実施の方法に關する事項

五 手数料の収納の方法に關する事項

六 登録等事務に關する秘密の保持に關する事項

七 登録等事務に關する帳簿及び書類の管理に關する事項

八 その他登録等事務の実施に關し必要な事項（帳簿）

第二十八条 法第四十八条の五十三第一項に規定する登録等事務に關する事項で国土交通省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 登録の申請又は法第四十七条の七第一項若しくは第四十七条の八第一項の規定による届出を受けた年月日
- 二 登録又は法第四十七条の七第二項の規定による変更の登録を行つた年月日
- 三 登録の内容
- 四 確認の求めを受けた年月日
- 五 法第四十七条の十三第三項の回答をした年月日及び当該回答の内容

六 法第四十七条の十一第二項又は第三項の規定による判定基準等の提供を受けた年月日

七 法第四十七条の十一第四項の規定による情報の提供の求めを受けた年月日

八 法第四十七条の十一第四項の規定による情報の提供を行つた年月日及び当該提供の内容

九 法第四十七条の十二第二項の規定による報告を受けた年月日

十 法第四十七条の十二第三項の規定による通知を行つた年月日及び当該通知の内容

十一 その他登録等事務に關し必要な事項

2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。次項及び次条において同じ。）に記録され、必要に応じ指定登録確認機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて法第四十八条の五十三第一項の帳簿（次項において「帳簿」という。）への記載に代えることができる。

3 指定登録確認機関は、帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。第三十三条第二号において同じ。）を、登録等事務の全部を廃止するまで保存しなければならない。

（書類の保存）

第二十九条 法第四十八条の五十三第二項に規定する登録等事務に關する書類で国土交通省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 前条第一項第一号の申請又は届出に係る書類
- 二 確認の求めに係る書類
- 三 法第四十七条の十一第二項又は第三項の規定による判定基準等の提供に係る書類
- 四 法第四十七条の十一第四項の規定による情報の提供の求めに係る書類
- 五 法第四十七条の十二第二項の規定による報告に係る書類

六 その他国土交通大臣が必要と認める書類

2 前項各号に掲げる書類が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ指定登録確認機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて同項各号に掲げる書類に代えることができる。

3 指定登録確認機関は、第一項の書類（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。第三十三条第二号において同じ。）を、次の各号に掲げる書類の区分に応じ、当該各号に定める期間保存しなければならない。

- 一 第一項第一号の書類 法第四十七条の四第三項に規定する登録の有効期間が満了するまでの間
- 二 第一項第二号及び第四号の書類 法第四十七条の十第三項の回答の日から五年間
- 三 第一項第三号の書類 登録等事務の全部を廃止するまでの間
- 四 第一項第五号の書類 法第四十七条の十二第二項の規定による報告を受けた日から五年間
- 五 第一項第六号の書類 国土交通大臣が定める期間

（不正登録車両の報告）

第三十条 指定登録確認機関は、登録を受けた者が偽りその他不正の手段により当該登録を受けたと思料するときは、直ちに、次に掲げる事項を記載した報告書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 登録車両に係る登録事項
- 二 偽りその他不正の手段

様式第二

様式第四

(表)

姓	名
姓	名
姓	名

連絡先
〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1
(郵便番号は必ず記載してください)

送附者様へ

年	月	日	行
年	月	日	行

九センチメートル

(裏)

宛先
〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1
(郵便番号は必ず記載してください)

送附者様へ

宛先
〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1
(郵便番号は必ず記載してください)